

大洲市教育委員会 6月定例会会議録

1 開催の日時及び場所

平成27年7月1日(水) 午後2時00分

大洲市役所本庁舎別館3階第2会議室

2 教育委員定数 5人

3 出席委員

委員長	叶 本 正
委員長職務代理者	西 山 千 春
委員	山 内 光 郎
委員	東 山 宏
教育長	二 宮 隆 久

4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	松 本 一 繁
教育総務課長	藤 田 修
学校教育指導監	松 井 康 之
生涯学習課長	森 岡 照 久
文化スポーツ課長	森 野 啓 二
学校給食センター所長	亀 井 要 和
教育総務課長補佐	久 保 明 敬
教育総務課長補佐	青 野 恭 一
教育総務課主査	兵 頭 美 登 里

5 傍聴人の数 0人

6 開会宣言

委員長 それでは、ただ今から、大洲市教育委員会「6月定例会」を開会いたします。

[午後2時00分開会]

7 前回会議録の承認

委員長 まず、「前回会議録の承認」についてお諮りいたします。去る、5月25日開催の定例会及び6月5日に開催いたしました臨時会の会議録につきましては、すでに事務局から各委員に原案が提示されております。この原案に対しまして、質疑・意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

委員長 特に、質疑・意見もありませんので、前回会議録につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

8 教育長一般報告

委員長 次に、「教育長一般報告」に移ります。各所属長から順次報告をお願いします。

[各所属長、順次、「教育長一般報告」を行う。]

委員長 ただ今の「教育長一般報告」について、質疑・意見等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

委員長 以上で、「教育長一般報告」を終わります。

9 議 事

委員長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議案3件については、議事の都合により、のちほど審議することにいたします。

次に、その他に移ります。各委員さん方、何かありませんか。

山内委員 6月定例会市議会で質問があり、先日の新聞にも掲載されましたが、市内中心部の公民館分館長の負担が大きいということで、今後、分館長の成り手も中々いないのではないかということも言われています。公民館を運営していくうえで、大変重要なことだと考えますので、負担感を招いている現状についてお伺いいたします。

生涯学習課長 山内委員さんの御質問についてお答えさせていただきます。

委員さんが言われましたように、去る6月27日の愛媛新聞におきまして、大洲市内の公民館運営で、市中心部の分館に負担感や不公平感

がくすぶっているという記事が掲載されております。

そのきっかけとなりましたのが、6月23日に開催されました6月定例市議会本会議での「公民館と分館の格差について」の児玉議員からの質問とそれに対する答弁でございます。

質問要旨としましては、大きく5項目あり、1つ目として、公民館長と分館長との報酬等の格差についてありました。公民館長が一律年額36万円に対して、分館長は一律8万円、公民館には職員がいるため、書類作成等を職員がやるが、分館には職員がいないため、何もかも分館長がやっている。勤務時間で言えば、むしろ分館長の方が多いのではないか。公民館長と分館長の報酬等を同額にすべきでないかという質問でございます。

2つ目として、分館運営にも運営審議会を設置することについてありました。本館の運営審議会委員には会議出席の際に7,800円の報酬が支給されるが、分館の運営委員には何の手当もない。分館にも運営審議会を設けるべきというものです。

3つ目として、分館における嘱託職員等の配置基準についてありました。分館によって、職員が配置されている所と配置されていない所があるが、合併して10年経っているのに、格差があるままでは納得いかない。基準を教えてほしいというものです。

4つ目として、分館活動補助金についてありました。分館活動補助金は、一律7万円となっているが、10数人の分館から3千人を超す分館もあり、あまりにも格差があり過ぎる。本館のように、人口に応じた配分をすべきというものです。

5つ目として、今後の公民館運営方針についてありました。本館と分館では格差があり過ぎる。今後どうするのか。職員を大きい分館にも配置できるのか。職員配置をなくす方針なのか。今後の運営方針をただされたものでございます。

これに対する答弁としましては、要約いたしますと、格差が生じていることは認識しており、再検討の時期が来ていると認識している。「地域のことは地域自らが」という流れがある中で、自治会と公民館、公民館本館と分館、中央公民館と地区公民館の役割を整理し直し、関係法令や、地域の歴史なども踏まえ、市全体として、バランスに配慮した公民館・分館の運営に努めていくとお答えさせていただいたところ

でございます。

これを受けまして、翌日の6月24日に、確認取材のため、生涯学習課に来られるとともに、分館長さんを訪ねられ、3日後の6月27日に記事掲載となったところでございます。

先ほど申し上げましたように、今後の在り方については、再検討する時期に来ているという認識を持っておりまして、そのために、5月下旬より県内の自治体に公民館分館の活動補助金や職員体制、館長、分館長の報酬等について、調査を実施しているところでございます。

他市町の状況を参考にしながら検討を進め、バランスに配慮した公民館分館の運営に努めてまいりたいと考えております。

山内委員 教育委員会が生涯学習を推進していくうえで、市民のコミュニティを支援することは、大変重要であると考えます。財政的に市職員や常駐スタッフを配置することは難しいかもしれませんが、公民館運営がバランスよく、スムーズにいくようにしていただけたらと思います。

生涯学習課長 地域の実情を踏まえながら検討してまいります。

委員長 公民館長の報酬については、市町村合併の時に協議し、それぞれのバランスを考慮して統一することにしたと思います。分館長についてはどうでしたか。

生涯学習課長 分館長は平成19年度に調整を図り、旧大洲市の金額に統一をいたしました。公民館長は19年度から段階的に引き上げ、21年度に統一いたしました。

委員長 分館の非常勤職員の配置状況はどうなっていますか。

生涯学習課長 住民票発行などの業務もあり、一部の分館には事務職員を配置しています。職員の配置についても、地域の自主性を尊重しながら検討して行く必要があると考えています。

西山職務代理者 肱北公民館の各分館は、分館としては大きすぎるのではないかと思います。それぞれの対象人口はどの程度でしょうか。

生涯学習課長 公民館の一番小さいところは500人弱であります。田口分館は約2,400人、若宮分館は3,000人超、五郎分館は約1,200人となっています。通常の分館とはイメージが違います。

委員長 行事の企画・立案やその実施など分館長一人では大変な面があると思います。人員、予算、地域の実情などいろんな角度から十分検討してください。

委員長 次に、事務局はありませんか。

[なし]

委員長 それでは次に、「7月定例会」の開催日程についてお諮りします。事務局の原案がありましたら説明願います。

[教育総務課長、「原案」について説明する。]

委員長 ただ今、事務局より説明がありましたが、委員の皆さんの御都合はいかがでしょうか。

[全委員、原案了承する。]

委員長 それでは、次回定例会は、7月24日 金曜日 午後3時から、市庁舎別館3階第2会議室において開催いたします。

ここで、お諮りいたします。

「第48号」から「第50号」までの議案3件については、人事に関する案件でありますので、「大洲市教育委員会会議規則」第12条の規定に基づき、非公開により審議したいと思えます。

これに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

委員長 挙手全員であります。

よって、「第48号」から「第50号」までの議案3件の審議は、非公開とすることに決しました。

それでは、「第48号議案 大洲市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

[生涯学習課長、「第48号議案」について説明する。]

委員長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり。]

委員長 それでは、これより採決いたします。

「第48号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

委員長 挙手全員であります。よって、「第48号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第49号議案 大洲市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

[生涯学習課長、「第49号議案」について説明する。]

委員長 　ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 　それでは、これより採決いたします。
「第４９号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 　挙手全員であります。よって、「第４９号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「第５０号議案 専決した事件の報告並びに承認を求めることについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「第５０号議案」について説明する。〕

委員長 　ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 　それでは、これより採決いたします。
「第５０号議案」を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 　挙手全員であります。よって、「第５０号議案」は、原案のとおり承認することにいたしました。

10 閉会宣言

委員長 　以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって本日の定例会を閉会することにいたします。

なお、委員の皆さんは、この後、協議会を開催いたしますので、教育長室に移動をお願いします。

〔午後２時３２分 閉会〕

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する。

委員 長

委員 長
職務代理人

委 員

委 員

上記、記録責任者